ACTEC

製造管理、受入・保管・出荷及び品質管理に係る審査基準

2024年3月15日

一般財団法人 先端建設技術センター

1. 各審査の基準

1-1 製造管理に関する審査基準

- (1) 製造設備
 - ①建設発生土の改良土を製造するための製造設備(以下「製造設備」)が明確に定められている。
 - ②製造設備の機械ごとの運転管理手順が定められていること(運転管理手順書)。
 - ③製造設備の日常点検、定期点検等を行う手順が定められていること(設備点検手順書)。
 - ④製造設備の日常点検、定期点検等が手順に基づき確実に行われていること(設備点検記録簿)。
 - ⑤検査機器を用いている場合は適切に校正が行われていること(検査機器校正記録)。
- (2) 改良土の仕様の明示
 - ①建設発生土の改良土の仕様(物理的特性/力学的特性)が明示されていること。
- (3) 製造手順
 - ①建設発生土の改良土を製造する手順が定められていること(製造手順書)。
- (4) 異常時の対応
 - ①製造設備の故障、停電時等の異常事態を想定した対応手順を定めていること(設備 停止時の手順)。
- (5) ロット管理
 - ①建設発生土改良品の製造に関する記録をロット単位で作成していること。
 - ②製造のロットに対応した品質記録を保持すること(品質記録簿)。

1-2 受入・保管・出荷に係る審査基準注)

- (1) 原材料受入・保管
 - ①原材料受入基準が決められていること。
 - ②原材料受入手順どおりに受入がなされていること。
 - ③受入れた原材料量を確認していること。
 - ④原材料を適切に保管し管理する手順および場所が定められていること。
 - ⑤建設発生土の一時置場(ストックヤード運営登録規程)による登録を受けたストックヤードに保管することを原則とする。
- (2) 改良材(剤)の受入(石灰・高分子吸水剤・セメント等)
 - ①改良材(剤)の受入れ基準が決められていること。
 - ②改良材(剤)が適切に保管されていること。
- (3) 改良土の保管・出荷注
 - ①改良土を製品として適切に保管し管理する手順および場所が定められていること。
 - ②改良土を適切に出荷するための手順が定められていること。
 - ③出荷先、出荷量を記録・確認する方法が定められていること。

(4) 文書・記録

①改良土の製造・出荷管理において必要な文書が作成され、更新されていること。 ②改良土の製造・出荷管理において必要な記録が適切に作成され出荷後 5 年間保管されていること。

1-3 品質管理に係る審査基準

(1) 品質管理基準

- ①改良土の品質管理の手順が定められていること。
- ②受入土、改良材(剤)、改良土等の管理はロット単位で行う事が可能な体制が整備されていること。
- (2) 品質検査(物理特性・力学特性)

①改良土が、製品基準を満たしていることを検査していること。

(3) 品質検査(環境安全性)

①改良土の環境安全性について特定有害物質について検査していること。 ※改良土の利用者が環境安全性の計量証明について求めない場合は、この限りでない

(4) 改良材(剤)の定量供給

①原材料量に応じた改良材(剤)を定量供給する方法が定められていること。

(5) 品質管理体制

①改良土の日常的、定期的に品質管理を行う体制と手順が定められていること。 *手順で定められた帳票及び記録があること

(6) 文書・記録

- ①改良土の品質管理において必要な文書が作成され、更新されていること。
- ②改良土の品質管理において必要な記録が適切に作成され、出荷後5年間保管されていること。
- ③記録の保管期間は、原材料基準、製品基準、法令上の要求等に基づき、製造所内に おいて適法かつ適切に設定されていること

※本審査基準は、情勢等の変化に応じて予告なく改訂することがありますのでご承知おき願います。